



市 章

# 大津市公報

平 成 27 年 12 月 24 日  
号 外 ( 第 72 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 教 育 委 員 会 規 則

18 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則..... 1

## 教 育 委 員 会 規 則

大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則を公布する。  
平成27年12月24日

大津市教育委員会  
委員長 桶 谷 守

### 大津市教育委員会規則第18号

大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則

( 趣 旨 )

**第 1 条** この規則は、大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

( 所 掌 事 務 )

**第 2 条** 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び中学校の児童及び生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案に係る事実関係を明確にし、及びその解決を図るために必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

( 委 員 の 数 等 )

**第 3 条** 条例第3条の規定に基づき委嘱する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

学識経験を有する者 5人以内

市職員 1人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

( 委 員 長 及 び 副 委 員 長 )

**第 4 条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会 議 )

**第 5 条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

( 関 係 者 の 出 席 )

**第 6 条** 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

( 庶 務 )

**第 7 条** 委員会の庶務は、教育委員会事務局児童生徒支援課において処理する。

( そ の 他 )

**第 8 条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。